

保 存 期 間 3 年

組 対 発 第 5 7 2 号

平成 2 0 年 6 月 1 2 日

各 警 察 署 長 殿

組 織 犯 罪 対 策 課 長

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を活用した企業対象暴力対策の推進について

近年における暴力団の不透明化の進展や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、企業と反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点からも、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

このような認識の下、昨年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「本指針」という。）が取りまとめられ、各省庁において本指針の普及方策及び活用方策を検討していくことが、報告されたところである。

企業と反社会的勢力との関係遮断の取組みは、各企業において、本指針に示す事項が実施されてこそ実効が上がるものであることから、各署にあっては、管内に所在する企業に対し本指針の導入を積極的に働きかけるなど、本指針を活用した企業対象暴力対策を強力に推進されたい。

記

1 企業との連携強化

企業に対する本指針の普及に当たっては、反社会的勢力との関係遮断に取り組む企業の不安感を払拭し捜査協力を促進するなど、企業との連携強化が不可欠である。

本指針の普及に当たっては、企業からの相談、連絡協議会、不当要求防止責任者講習等の機会を捉えて、反社会的勢力との関係遮断のためには、本指針に示す事項が企業において実施されてこそ実効が上がるということを認識させるとともに、関係遮断に取り組む企業に対するきめ細かな相談対応や保護対策の一層の充実等、本指針の普及方策を通じて、企業との連携を強化し、信頼関係の構築に努めること。

2 普及啓発活動の推進

(1) 企業防衛対策協議会等との連携

企業防衛対策協議会との連携を強化し、総会や研修会等企業が参加する各種会合の機会を利用した講演、年間計画への盛り込み等本指針の普及啓発活動に努めること。

また、各業界団体やその支部組織との連携強化を図りながら、業界団体単位での普及啓発活動に努めること。

(2) 茨城県暴力追放推進センターとの連携

茨城県暴力追放推進センターとの連携により、暴力関係相談へのきめ細かな対応に配慮するとともに、賛助会員企業や各種暴力団排除組織に対する普及啓発活動に努めること。

(3) 弁護士会等との連携

企業防衛対策協議会や各種暴排組織等の研修会等、企業が参加する各種会合における講演や、本指針の内部統制システムや社内規則への盛り込み等の普及啓発活動の推進に当たっては、法律専門家の助言、指導が必要になることから、弁護士会等との連携にも配慮すること。

3 普及啓発活動の推進上の配慮事項

(1) 指導教養の徹底

本指針の普及啓発活動を効果的に推進するため、職員に対する本指針の内容、企業に導入を促進する必要性や活用方法、企業の内部統制システム等の指導教養を徹底すること。

(2) 普及状況の確認

企業への普及を促進するため、普及啓発活動を推進した後においても、企業における本指針の導入状況を確認し、導入状況を把握した場合は、別紙により当課宛に報告願いたい。

別紙

〇〇警察署 (担当: 〇〇 〇〇)

項 目	内 容
企 業 名 業 種 資 本 金	
指針導入の時期	
都道府県警察の 普及活動の状況	
導入に至った 経緯	
導入した内容等	
企業防衛対策協 議会等暴排組織 加盟の有無	
備 考	

項 目	内 容
企 業 名 業 種 資 本 金	〇〇市〇〇町1-1-1 〇 〇 建設株式会社 (土木建設工事、資本金1億円)
指針導入の時期	平成20年〇〇月〇〇日
警察署の普及 活動の状況	企業に対する指針の普及を図るため、〇月〇日開催した企業防衛対策協議会〇〇支部総会において、参加した加盟企業15社の社長等に対し、警察署刑事課長による指針の説明、本県民暴弁護士会委員長による講演を実施した。
導入に至った 経緯	企防協総会に参加した際に、警察署の担当者等からの説明を受け、その重要性を強く認識したため、〇月〇日の役員会で、社内規則を改正した。
導入した内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 社内規則に反社勢力との関係遮断を明記し、公表した。 2 経営トップが実質的に関与する取り組み体制を構築した。 3 反社勢力との対応部署を構築した。 4 反社勢力との対応項目を内部統制システムの一環として明確に位置づけた。
企業防衛対策協 議会等暴排組織 加盟の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・企業防衛対策協議会〇〇支部加盟 ・茨城県暴力追放推進センター賛助会員
備 考	指針に基づいた相談や申告等を端緒とした事件の検挙や命令事案、暴排条項による効果的事例等がある場合は記載すること。